

自治基本条例の見直し検討部会（第1回）（概要）

- 1 開催日時 平成26年12月10日（水）午後6時20分～午後9時20分
- 2 開催場所 市役所第2庁舎2階南会議室
- 3 出席委員 福井部会長、佐藤委員、高野委員、家守委員
欠席委員 なし
事務局 市民自治推進課長（加賀谷）、市民自治推進課長補佐（中村）、
市民自治推進課主査（吉田）
- 4 報道機関 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議資料 別添のとおり
- 7 会議概要

（1） 苫小牧市自治基本条例の条文の検討について

自治基本条例の第1条から第12条までの条文について検討が行われた。

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

第1条については、特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

第2条についての委員意見

●佐藤委員 市民の定義で「市内に住所を有する者」とは、住民票を苫小牧市に置いている者という意味になるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 住民票がなくても苫小牧市に住んでいる者はいるので、住民票を置いている者だけという意味ではない。

●佐藤委員 市外に住民票を置いているが、苫小牧市内で就労している者は「市民」に含まれるということではいか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 「市内で働き」という規定であり、市外に住民票を置いていても、市内で働いていれば、「市民」に含まれることになる。

●家守委員 選挙で投票できる市民の定義と同様か。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 選挙で投票できる市民は選挙人名簿に登録されていないと認められないため、自治基本条例の「市民」の定義とは異なる。

●佐藤委員 自治基本条例で定義されている「市民」であれば、第6条で規定している住民投票の請求者となることは認められるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 住民投票の請求者は、住民投票の投票資格を有する者でなければならないため、少なくとも住民票は苫小牧市になければならない。そのため、自治基本条例の「市民」であっても、必ずしも、住民投票の請求者になれるわけではない。

●佐藤委員 市外に住民票を置いており、苫小牧市で就労している者は、他市の市民でもあり、苫小牧市の自治基本条例上の市民でもあるということか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まちづくりに携わる人を幅広く「市民」として規定しようという趣旨なので、他市の市民であっても、この条例上の「市民」になることができる。

●家守委員 「市内に住所を有する者」の住所を有している期間についての定めはあるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 期間についての定めはないため、住所を有して1日しか経っていないだけでも「市民」の定義に含まれることになる。

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

第3条についての委員意見

●佐藤委員 この条文の「対等な関係」の対等とは、市が市民に協力するという一方的なものではなくて、双方が協力するということか。それとも、「市民」と「市」がフィフティーフィフティーであるという意味になるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 「苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈」の9ページにあるとおり、まちづくりを進める上での協働において、当事者として対等な関係であることを意味している。

●高野委員 市民主導が大原則で、市民が税金を払って、市民ができないものを行政サービスで提供している。そのため「対等な関係」はあり得ないが、これに替わる言葉もないので、やむを得ず使っているという部分があると思う。

●佐藤委員 以前から比べると市も協働という形にはなっていると思うが、「対等な関係」でとなると、NPOや他の活動団体からすれば、「協働になってない。」と言われかねないと思う。

●高野委員 市民がいなくなったら自治体はなくなるので、市民あつての自治体という考え方からすれば、対等ではない。別の言葉を使った方が、市民参加とか市民主権といった項目が引立つと思う。

（情報提供及び情報公開）

第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

第4条についての委員意見

●家守委員 誰に対しても分かりやすく情報を提供するという事は、難しい問題で検討しなければならないと思う。

●高野委員 ホームページは以前より見やすくなり改善されてきていると思うが、電子媒体が使用できない人たちに対する情報提供についての具体的な改善策を考えてほしい。また、職員の意識の問題もある。職員によって、情報提供についての考え方が違うといったこともあるので、改善してほしい。

ホームページ上のアクセスについても配慮が必要である。

●佐藤委員 この条文は、市民から請求があったときに情報を公開するという規定か。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 条文の前半部分は、日々の情報発信、情報提供についての規定で、後半部分の「別に条例で定める～」は、市民の請求によって情報を開示するという情報公開制度についての規定となる。

●高野委員 図書館とか病院など人が集まるところに、市からの情報提供スペースがあってもいいのではないか。また、パブリックコメントについては、施設を利用している団体に配布するやり方も、場合によってはあると思う。

(市民参加)

第5条 市は、市政運営への市民の参加（以下「市民参加」という。）を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

第5条についての委員意見

●高野委員 市民参加ということ自体が、あまり市民に理解されていない現状があると思う。制度を効果的に活かすために、若いうちから市民参加を教育の場で学ぶ機会と体制が必要だと思う。

その他にも、市民向けの報告会のようなところで意見交換できる場を設けた方がよいのではないか。今回のまちかどミーティングのように、攻めの姿勢が市民参加について周知することには必要ではないか。他課と連携して市民自治について周知する機会があれば、もっと市民に関心を持ってもらえるのではないか。

●福井部会長 行政がやっていることに市民が参加できるという市民参加の定義が理解されていない。

お祭りの手伝いをするようなことが市民参加と捉えられているところがあり、そうではないということをどこかで知らしめる必要があるのではないか。

●佐藤委員 パブコメやったら見るとか、意見を出すとか、市が何かをやったら聞きに行くというのが本来の市民参加だと思う。本来は市民の責任として、「出されたら、それを読む。」というのが市民参加なのだろうが、あまり市民側には、そのような意識はない。広報を読むのも市民の責任ではあるはずなのだろうが、そこまでするのは難しい。

市民が積極的に市の情報を目にする、耳にするということが市民参加であるとすれば、ある面、市民側が放棄しているところがある。自分の利害に関わることであれば参加するのかもしれないが、普通の審議会委員の公募のようなものには興味は示さない。行政は行政で情報を出しているのだけれども、それを市民がしっかりと拾いに行っているかという問題もあるのではないか。

(住民投票)

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

第6条についての委員意見

●家守委員 自治基本条例で定義している「市民」に含まれる者であっても、市外に住民票を置いている者は住民投票ができないとすれば、「市民の意思」は「住民の意思」とした方が分かりやすいと思う。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 条例制定までの議論で「市民」か「住民」かという議論があった中で「市民の意思」としており、市民の中に住民が含まれている。

●佐藤委員 「別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。」となっているので、「市民の意思」でも問題ないと思う。

(協働の推進)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

第7条についての委員意見

●家守委員 市民が市に協力を要請するときに総合的に担当する窓口があればいいと思う。

●高野委員 職員向けの協働ガイドラインはあるが、市民向けの協働マニュアルのようなものを作成する予定はあるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 現在の計画では作成予定はないが、協働を推進するための具体的な取組については検討する必要がある。自治基本条例による制度が一定程度できあがりつつある中で、今後、協働のまちづくりをどのように進めていくかは考えなければならない。

●佐藤委員 市民からは「協働受付課」のようなものがあればいいが、現実的には難しいのであろう。

●高野委員 「こういうことを役所と一緒にやりたいが、どこに聞いたらいいのだろうか。」というのが分からないこともある。

マニュアルのようなものがあれば、一緒に物事を進めたいと思ったときに、市民の側からアクセスしやすい。

●佐藤委員 この部分の協働とは、「草を刈ってほしい。」といった小さなものではなく、もっと大きいことである。

通常は組織で動くとなれば、経験上、申し込む人間は、ある程度調べてから動くのが前提ではないか。

●高野委員 協働の相手先として団体を想定しているのであれば、団体とうまくやっていけるような制度作りの必要がある。

●佐藤委員 行政とのパイプを持っていない個人は、たらいまわしにされる。それで、市民の立場からすると、連合会のような一つのグループを作ることで、動きやすくなる部分もある。

●高野委員 逗子市の地域自治システムなど、他市の協働を参考にして協働の取組を検討していったらどうか。

(市民の権利)

第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。

3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

第8条については、特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

第9条についての委員意見

●福井部会長 市民が一生懸命、まちづくりをし、そのような市民が誇りであるという考え方から、市民についても権利ばかりではなく責務がなければならない。

協働については、市の主導ではなく、本来は市民から声があがってくるとよい。市としては協働の取組について、どのように考えているか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 協働の取組には終わりがなく、常に新しい取組を続けていく必要があるものと考えている。

(議会の役割)

第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。

第10条については、特に見直しの必要はないとの委員意見だった。

(議会の運営)

第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。

2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。

3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

第11条についての委員意見

●佐藤委員 第2項の「提供するものとする。」を「提供しなければならない。」と変更した場合、問題は生じるのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 情報の提供を「している」、「していない」を客観的に判断することが難しいという問題がある。そこで、あるべき姿として「提供するものとする。」としている。

●高野委員 「議会だより」はできたものの、情報提供は不十分だと思う。議員個人、政党でもやっているが、この規定では、全員が説明会をしなければならないという話ではないか。

●佐藤委員 議会の内容は新聞等の報道ですぐに知ることができるが、議会に情報提供を任せただけの場合、すぐに情報提供されないと思う。

現在、議会独自に情報提供しているものはあるか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 議会の最終日に各会派の代表者が集まって議会改革に関する検討会で検討するといった議会独自の活動を行っている。

●福井部会長 第4項の「議会事務局の機能」について、議会事務局は、議員から政策立案のための調査を依頼されることはあるか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 制度としては、そのような機能がある。

(議員の責務)

第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。

2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

第12条についての委員意見

●佐藤委員 第2項の「市政に関する調査研究」に関して、政務活動費の詳細は公開されているのか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 政務活動費の収支実績については、ホームページ上で公開されている。

●福井部会長 議会での質疑は対案をぶつけるべきであり、ロバート議事法のようなルールに則った議論をしてほしい。

●高野委員 議会基本条例のようなものを制定した方がよいのではないか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 議会基本条例を制定した場合、議会も含めてまちづくりを行うということで自治基本条例を制定しているため、まちづくりを「市民」、「議会」、「市長」の3者で行うとした条例の枠組みの整理が必要となる。

(2) その他

次回の検討部会は、12月17日（水）に開催する予定とした。